

# 相楽郡広域事務組合生活排水処理基本計画 概要版

## 計画の趣旨

相楽郡広域事務組合（本組合）は、木津川市・笠置町・和束町・精華町・南山城村の1市3町1村で構成される一部事務組合です。本組合は、し尿処理施設の設置及び管理運営、浄化槽清掃業等の許可といった生活排水処理業務を実施することで、区域内の衛生の管理と水環境の保全を担っています。

本組合は、公共用水域の水質保全を達成するため、平成20年3月に生活排水処理基本計画を策定しました。その後、下水道への接続の促進、流域下水道の整備、合併処理浄化槽への転換、みなし（単独処理）浄化槽及びし尿くみ取りの適正化を更に進め、一層の生活排水処理対策を推進するため、このたび、基本計画を見直しました。

## 計画の位置付けと計画期間

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、生活排水処理基本計画策定指針に沿って策定し、生活排水処理に係る基本方針を定めるものです。本計画は、平成28年度を初年度とし、平成42年度を目標年次とする15年間を計画期間とします。

## 生活排水処理の基本方針

### ・下水道への接続の促進

市街化区域などにおける生活排水処理については、下水道によりその処理を行うものとし、下水道処理区域の拡大、管渠の整備及び下水道への接続の促進を図ります。

### ・流域下水道の整備

川や湖、海などの水質保全を効率的に行うために、二つ以上の市町村で集められた下水を下水処理場で処理するための整備を進めていきます。

### ・合併処理浄化槽への転換

公共下水道、流域下水道の整備計画と調整を図りながら、これらの整備計画が見込めない地域については、合併処理浄化槽の推進を図ります。

### ・みなし（単独処理）浄化槽及びし尿くみ取りの適正化

みなし（単独処理）浄化槽及びし尿くみ取りは、公共下水道、流域下水道、合併処理浄化槽への転換を進めます。また、適正な維持管理の指導を行うとともに、し尿及び浄化槽汚泥の処理体制の整備をします。

## 生活排水処理の状況

生活排水のうち、し尿の処理は、公共下水道、流域下水道、合併処理浄化槽、みなし浄化槽及びし尿処理施設のいずれかにより行われています。生活雑排水の処理は、公共下水道、流域下水道、合併処理浄化槽において行われています。

し尿は、委託業者5社により、浄化槽汚泥は、許可業者7社により収集され、平成13年度に供用開始された大谷処理場に搬入後、適正に処理されます。

処理に伴い発生する脱水汚泥・し渣は焼却されて、大阪湾フェニックス計画に基づき埋立処分されます。また、大谷処理場の各槽から発生する清掃汚泥は、年に1回清掃し、民間の処理施設において堆肥化されています。

## 生活排水処理経費の状況

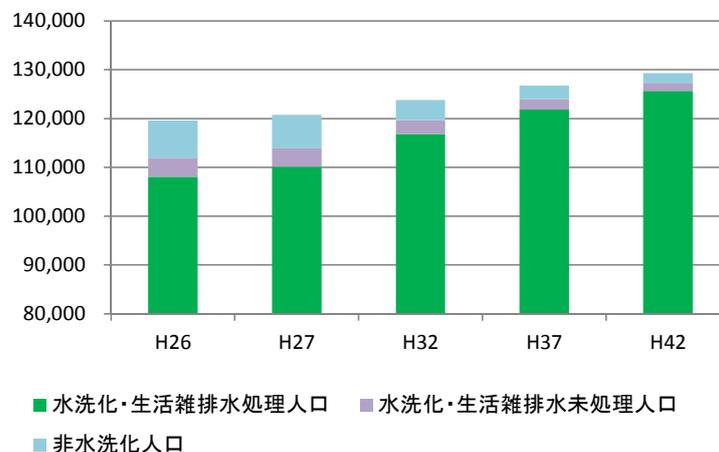
平成25年度における生活排水処理経費（中間処理費）は193,192千円であり、1kℓ当たりの処理経費は11,456円でした。

## 処理形態別人口の推移

平成26年度における本地区全体の水洗化・生活雑排水処理人口（下水道及び合併浄化槽人口）は108,065人、水洗化・生活雑排水未処理人口（みなし浄化槽人口）は3,925人、非水洗化人口（し尿収集人口及び自家処理人口）は7,589人でした。

目標年次である平成42年度の推計では、計画処理区域内人口129,277人のうち水洗化・生活雑排水処理人口は125,629人、水洗化・生活雑排水未処理人口は1,633人、非水洗化人口は2,015人になります。

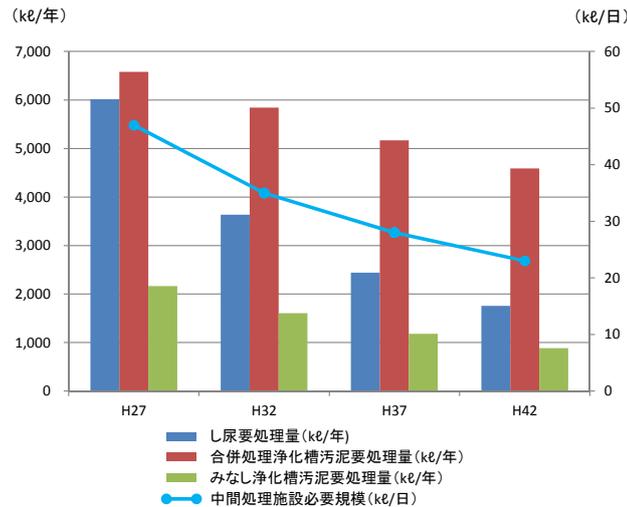
生活雑排水が適正に処理されている人口の割合は9割を超える水準にありますが、それでもなお生活雑排水の一部は未処理のまま排出されている状況であり、生活雑排水が公共用水域の汚濁の一因となっています。



## 生活排水要処理量と中間処理施設必要規模の推計

本地区全体での、し尿及び浄化槽汚泥の要処理量は平成27年度に14,755kℓ/年、平成32年度に11,087kℓ/年、平成37年度に8,790kℓ/年、平成42年度に7,235kℓ/年と予測されます。

これを基に中間処理施設の規模を算出すると、平成27年度要処理量では47kℓ/日、平成32年度要処理量では35kℓ/日、平成37年度要処理量では28kℓ/日、平成42年度要処理量では23kℓ/日の処理能力が必要となります。



## 収集運搬体制の把握と見直し

下水道整備事業の進行に伴い、し尿・浄化槽汚泥の量が減少しますので、今後の収集運搬体制を検討するにあたり、収集運搬に必要な車両台数を把握する必要があります。

以下に、し尿・浄化槽汚泥要処理量から予測した各年度・各市町村の収集運搬車両の必要台数を示します。

※すべての車両を1.8t車として算出しています。

単位：台

市町村名	年度			
	平成27年度	平成32年度	平成37年度	平成42年度
木津川市	9.73	7.11	6.30	5.41
笠置町	1.56	1.31	1.23	1.05
和束町	2.19	1.55	1.15	0.76
精華町	1.90	0.89	0.45	0.21
南山城村	1.62	1.14	0.87	0.57
合計	17.00	12.00	10.00	8.00

## 将来計画

### し尿・浄化槽汚泥の処理計画

#### 排出抑制・再資源化計画

生活雑排水の排出抑制のため、公共下水道や合併処理浄化槽への転換を推進します。

生活雑排水の再利用を検討します。

#### 資源化・有効利用の検討

- ・汚泥を堆肥化する等、資源化を検討します。
- ・メタン発酵、燃料供給等、有効利用を検討します。

### し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬計画

速やかに、かつ衛生的に収集・運搬することを基本として、収集・運搬の効率化、収集量の平準化についても考慮します。

### 中間処理計画

収集されたし尿及び浄化槽汚泥を合わせた混合処理を行うものとし、し尿と浄化槽汚泥の搬入割合の変化に対応し、適正処理を行います。

### 最終処分計画

- ・焼却灰は減量化・安定化するよう努めます。資源化についても配慮していくものとします。
- ・当面は、現行と同様に埋立処分を行いますが、汚泥の農地還元等による有効利用の可能性についても、今後検討していくものとします。
- ・新たな最終処分場の確保について検討していくものとします。

### 住民に対する広報・啓発活動

- 住民が、自ら気付き、理解し、行動していくことが当たり前の社会を作ることを基本に、啓発を行っていきます。
- ・住民・各種団体・構成市町村の責務の明確化、PR
  - ・生活排水対策や水環境保全に関する情報の収集、提供
  - ・水環境を育む行動の普及と活動への支援
  - ・成果の評価・継続的改善

## 中間処理施設のあり方について

大谷処理場は稼働後14年が経過した現在、定期的な維持補修工事を実施することにより、問題の無い稼働を維持していますが、経年劣化が進行していることは否めません。し尿及び浄化槽汚泥の搬入量は、地区全体では下水道の普及により減少傾向にあり、処理規模の見直しが必要とされる時期に差し掛かっています。

また、性状から見ても、有機物負荷等が高い、し尿搬入量が減少し、希釈の程度が高い、浄化槽汚泥搬入量が増加することは、負荷量の面でも見直しが必要とされる時期に差し掛かっていることとなります。

したがって、処理規模の縮小と負荷量の見直しを検討し、改築更新を検討する必要がありますと考えられます。